

事業所名 ()

質問票兼同意書

被保険者証の記号・番号	生年月日	受診者氏名 様

質問事項について選択肢のいずれかを選択し、該当項目に□をしてください。

質問No.	質問項目	選択肢
1	採血は食後何時間の間隔をあけて行いましたか。 (通常は10時間以上間隔をあけて採血を行います。)	<input type="checkbox"/> 10時間以上 <input type="checkbox"/> 3.5時間以上10時間未満 <input type="checkbox"/> 3.5時間未満
2	血圧を下げる薬を飲んでいますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	インスリン注射または血糖を下げる薬を飲んでいますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	コレステロールまたは中性脂肪を下げる薬を飲んでいますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	現在、タバコを吸っていますか？(※)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※習慣的な喫煙とは、月に100本以上又は継続して6カ月以上吸っており、健診時の直近1カ月間も吸っている状態をいいます。

事業主が定期健診の結果（特定健康診査項目以外を含む）を、 全国健康保険協会宮崎支部へ提供することに同意します。	氏名 印
--	---------

※本人自署の場合は押印不要

ご協力ありがとうございました。

全国健康保険協会宮崎支部

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報の保護に関する法律に抵触するものではございませんが、その健診結果に、特定健康診査項目以外の健診結果が含まれている場合は、健診を受診されたご本人様の同意が必要となります。

【事業主様へ】

健診結果をご提供の際に、特定健診項目以外の健診結果が記載されている場合は、必ず健診を受診された従業員様から同意（署名）を得ていただきますようお願いいたします。

【健診受診者（従業員）様へ】

事業主様が協会けんぽに対して、特定健診項目以外の健診結果が含まれている健診結果の写しを提供することに同意していただける場合は、表面下部にご署名をお願いいたします。

なお、特定健康診査項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において登録はいたしません。また、ご提供いただきました健診結果の写しについては、特定健康診査結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

『ご提供を依頼する特定健康診査結果の項目等』

- ・ 健診機関名及び健診機関コード ・ 氏名（カナ）・生年月日 ・ 性別
- ・ 健康保険証の記号、番号 ・ 受診年月日 ・ 既往歴 ・ 自覚症状 ・ 他覚症状
- ・ 身長 ・ 体重 ・ B M I ・ 腹囲 ・ 血圧
- ・ 中性脂肪 ・ H D L コレステロール ・ L D L コレステロール ・ G O T ・ G P T
- ・ γ-G T P ・ 尿糖 ・ 尿蛋白 ・ 食後採血時間
- ・ 血糖（空腹時（10時間以上）もしくは随時（3.5時間以上10時間未満）又はヘモグロビン A1c）
- ・ メタボリックシンドローム判定
- ・ 医師の判断（注意事項） ・ 健診を実施した医師の氏名
- ・ 服薬情報（血圧、血糖、脂質） ・ 喫煙歴

※ヘモグロビン A1c の値は JDS 値ではなく、NGSP 値のみとすること。

※全国健康保険協会宮崎支部（加入者）の40歳以上75歳未満のデータであること。

【ご参考】「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～

第二十七条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第百二十五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。